

変更申請書 + 登録申請書(変更・追加したい項目を記載) + 証明書類 を提出します

変更申請書の変更項目にチェックを付け、それに対応する登録申請書のページに変更・追加する内容を記載し、確認書類（A4コピー）を添付して窓口へ提出します。メールアドレスを必ず記入し、利用規約同意書（9ページ）と証明書類チェック用紙の提出も必須です。

住所変更やレベルアップに必要な資格を追加登録する、技能実習生の在留期間更新時には変更申請が必要です。

**申請方法は
下記を参照**

ご注意ください・・・認定登録機関窓口で変更申請ができない場合があります

【技能者】

- ① 技能者の**顔写真、生年月日**の変更はできません。
- ② インターネット申請で「**簡略型登録**」をしている方の変更申請は受付できません。「**詳細型**」に移行のうえ申請してください。
- ③ 建設キャリアアップカードの**再発行手続き**はできません。
- ※ 氏名の変更があった場合、申請完了後に技能者ご本人がカードの再発行を「お問い合わせフォーム」からお申し込みください。

【事業者】

- ① **建設業許可**がある場合、許可情報から取り込んだ下記の情報は変更できません。
※ 事業者名およびフリガナ、代表者名およびフリガナ、所在地、電話番号、法人番号、建設業以外の事業の有無、資本金額
- ② 個人事業者・一人親方（建設業許可無し）の**代表者変更**はできません。

【技能者・事業者】

変更申請中の場合・・・インターネット申請で**変更申請中**の場合「申請完了」になるまで申請を受け付けられません。

認定登録機関窓口での変更申請には**本人確認書類**をご持参ください

【技能者】

申請者の本人確認のため①～③の証明書類等いずれかのコピーを提出

- ① **建設キャリアアップカード**
- ② **登録完了メール**【建設キャリアアップシステム】技能者情報新規登録完了「技能者ID」のお知らせ
- ③ ①②が無い場合は、新規申請時と同様の**本人確認書類**の写し
例) 顔写真付き本人確認書類 個人番号（マイナンバー）カード、運転免許証、パスポート+住民票 等。顔写真無しの本人確認書類（住民票・健康保険証等）2点と申請者本人の来所。

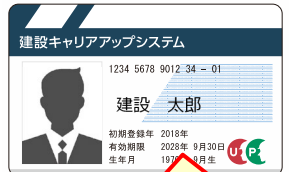
【事業者】

申請者の自社確認のため①～③の証明書類等いずれかのコピーを提出

- ① **登録完了メール**【建設キャリアアップシステム】事業者情報新規登録完了「事業者ID」のお知らせ
- ② **登録完了ハガキ**
- ③ ①②が無い場合は、新規申請時と同様の**事業者確認書類**の写し
例) 建設業許可あり 法人、個人は、建設業許可通知書又は許可証明書。許可なし法人は法人税の確定申告書、法人事業税納税証明書 等。個人・一人親方は 事業所得による所得税確定申告書 控、消費税又は個人事業税納税証明書 等

変更申請書と登録申請書に証明書類を添えて認定登録機関(窓口)に申請します

- ① 変更申請書の変更(追加)したい項目に**チェック**
- ② 変更する項目に対応する登録申請書のページに変更(追加)する内容を記載 (**メールアドレスの記入必須**)
- ③ 変更申請書と登録申請書、変更内容の証明書類、利用規約同意書、証明書類チェック用紙を揃えて提出



技能者申請の場合はCCUS技能者カードで本人確認。カードを紛失した場合は、運転免許証等の本人確認書類を用意。



メールアドレスの記入必須

登録申請書に記入した変更事項の証明書類※をA4サイズにコピーして添付。
※住所・氏名、社会保険、資格等は必須

変更申請書にチェックを付けた変更項目に対応する登録申請書に変更事項記入

事業者変更申請の場合は、登録責任者とメールアドレスの記入が必須。

上記の技能者申請と同様に、変更申請書、登録申請書、変更内容の証明書類、利用規約同意書、証明書類チェック用紙を揃えて窓口へ申請します。

建設業許可通知書や確定申告書控などの事業者確認書類を用意

